

令和7年度（2025年度）熊本県福祉サービス第三者評価調査者養成研修開催要領

1 目 的

熊本県福祉サービス第三者評価の評価調査者としての活動を予定している者を対象に、評価業務に必要な知識・技術の習得及び専門的かつ公正・中立な評価の確保を目的に開催する。

2 主 催

熊本県

3 期日及び会場

（1）前期課程（基礎的研修課程）

令和7年（2025年）11月26日（水）、27日（木）〔2日間〕

熊本市国際交流会館4階 第1会議室

〒860-0806 熊本市中央区花畑町4-18

（2）後期課程（演習及び実習研修）

令和7年（2025年）12月9日（火）、10日（水）、11日（木）〔3日間〕

・12月9日（火） 熊本市中央公民館5階 中会議室3

・12月11日（木） 熊本市中央公民館6階 大会議室3

〒860-0843 熊本市中央区草葉町5-1

・12月10日（水） 各実習施設

4 受講対象者

熊本県から認証を受けている評価機関において、評価調査者として活動予定の者で、次の要件のいずれかを満たし、かつ、研修の全ての日程を受講することが可能な者。

（1）組織運営管理業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると県が認める者

（2）福祉・医療・保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると県が認める者

※ 詳細な資格要件は、末尾の◎受講資格を確認してください。

5 受講定員

30名程度（受講希望者が定員を上回った場合は、受付期間内に募集を停止することがあります）

6 プログラム

別紙のとおり

7 資料代等

無料（但し、後日各評価機関等へ配付する資料を基に、受講者において準備してください。）

8 受講手続き

(1) 受講希望者は、所属（予定）の評価機関を通じて、【様式2】及び【様式3】を提出してください。評価機関は、【様式1】を作成し、併せて郵送で提出してください。

①受講申込書【様式2】

②業務経験・資格要件証明書【様式3】

③受講申込総括表【様式1】 ※評価機関において作成

(2) 受講申込者について、受講資格を確認し適当と認めた場合は、研修の7日前までに受講券を送付します。なお、適当と認められない場合は受講できませんのでご注意ください。

(3) 受付期間

令和7年（2025年）9月17日（水）～10月14日（火） ※当日消印有効

9 実習について

後期課程の実習は、熊本県内の実習協力施設（事業所）を訪問し、調査実習を行います。実習先は、下記の施設種別を予定しています。

① 高齢者福祉施設

② 保育所

※ 実習当日の集合は、協力施設に現地集合し、実習終了後も現地解散となる予定です。なお、昼食は各自で準備し、交通費等諸経費も各自ご負担いただきます。

※ 実習協力施設によっては、抗原検査を求められることがありますので、その際はご協力をお願いします。

10 修了者

既定のカリキュラムを全て受講した修了者には、評価調査者証を交付します。

11 個人情報の取扱いについて

「参加申込書」に記入された個人情報は、本研修会の運営管理の目的にのみ利用いたします。なお、本研修会で作成する参加者名簿には、氏名・所属等を記載いたします。

12 申込み先

特定非営利活動法人 ワークショップ「いふ」

〒862-0950

熊本市中央区水前寺3-15-1-1001

TEL:096(384)6939 FAX:096(383)7262

Mail:workshop.if@nifty.com

13 提出方法

郵送（様式4について、原本を確認する必要があるため）

14 その他

「熊本市国際交流会館」には建物内に併設された有料駐車場がありますが、機械式駐車場のため車両の高さなど入庫条件があります。

「熊本市中央公民館」には有料駐車場があります。

会場の詳細なアクセスについては、各会場のHP等をご確認ください。

◎ 受講資格

- (1) 「組織運営管理業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると県が認める者」とは次の者をいう。

ア 組織運営管理業務を3年以上経験している者

(ア) 常勤職員が10人以上の法人組織において、法人の運営方針の決定に関与する役職員として3年以上従事している者

(イ) 法人組織内で10人以上で構成される部署を統括する監督又は管理の地位にあり、部署の運営方針の決定に関与する業務に3年以上従事している者

イ 「組織運営管理業務を3年以上経験している者」と同等の能力を有していると県が認める者

公認会計士、税理士、司法書士、社会保険労務士など社会福祉事業の経営を行ううえで必要かつ専門的な知識を有し、当該業務を3年以上経験している者

- (2) 「福祉・医療・保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると県が認める者」とは次の者をいう。

ア 福祉・医療・保健分野の有資格者

(ア) 医師、保健師、看護師・准看護師、社会福祉主事、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士、栄養士、理学療法士、作業療法士

(イ) (ア) 以外の資格で、県がこれと同等と認める資格

イ 福祉・医療・保健分野の学識経験者

大学、短大、専門学校において、福祉、医療、保健分野の教育・研究に従事している者

ウ 「福祉・医療・保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者」と同等の能力を有していると県が認める者

社会福祉関係の行政に3年以上従事した経験を有する者